

受益者負担適正化ガイドラインに基づく 使用料の算定結果について（報告）

令和6年(2024年) 9月12日
業務改革推進課



1 今年度の算定対象

2 算定結果

2-① 使用料を算定した結果、見直しを検討するもの

2-② 使用料を算定した結果、見直さないもの

3 今後のスケジュール

1 今年度の算定対象

【算定対象】

(1) 算定対象B^(※1)のうち、令和8年度に指定管理者を更新する施設 38施設

- ・ 共同利用施設(24施設)
- ・ 地域利用施設(7施設)
- ・ 中山台コミュニティーセンター
- ・ 未広集会所
- ・ 宝塚市立老人福祉センター
- ・ 総合福祉センター
- ・ 宝塚市立農業振興施設
- ・ 宝塚園芸振興センター
- ・ 国際・文化センター

(2) 事務事業見直しにおいて使用料を見直す施設

- ・ 市営火葬場

(※1) 算定対象の区分については、「(参考)使用料の算定対象」をご参照ください

2-① 使用料を算定した結果、見直しを検討するもの

(1) 共同利用施設(24施設)、地域利用施設(7施設)、中山台コミュニティセンター、未成集会所 (*2)

理論上の使用料が、条例上の上限額以内のため条例改正しない。
また、算定結果は、指定管理料を設計する際に用いる利用料金収入算定の参考とする。

(2) 宝塚市立老人福祉センター、総合福祉センター、国際・文化センター (*2)

算定結果は、指定管理料を設計する際に用いる利用料金収入算定の参考とする。
また、実際に指定管理者が設定する使用料が条例上の上限を超える場合、条例の見直しを検討する。

(memo)
国際・文化センターを追加しました

(3) 市営火葬場

火葬場使用料

※ 令和6年度より火葬炉の更新を順次行っており、火葬場使用料の見直しや、火葬炉更新完了後の指定管理制度への移行など運営方法の見直しを検討し、行政サービスの持続可能性を高める。

(4) 宝塚園芸振興センター(駐車場) (*2)

長尾サービスセンターを含む複合施設であることを考慮しつつ、近隣駐車場との均衡を図りながら料金見直しを検討する。

(*2) 算定対象Bにあたる施設の利用料金は、指定管理者が条例の上限の範囲内で市長の承認を得て定めるものとなります。

2-② 使用料を算定した結果、見直さないもの

算定対象Bの一部(R8年度に指定管理者を更新する施設 38施設)および施設更新を予定している施設(市営火葬場)について算定した結果、見直さない施設は以下のとおりです。

(1) 宝塚市立農業振興施設・宝塚園芸振興センター(駐車場を除く)(*2)

(見直さない理由)

理論上の使用料との乖離率が±10%以内であるため

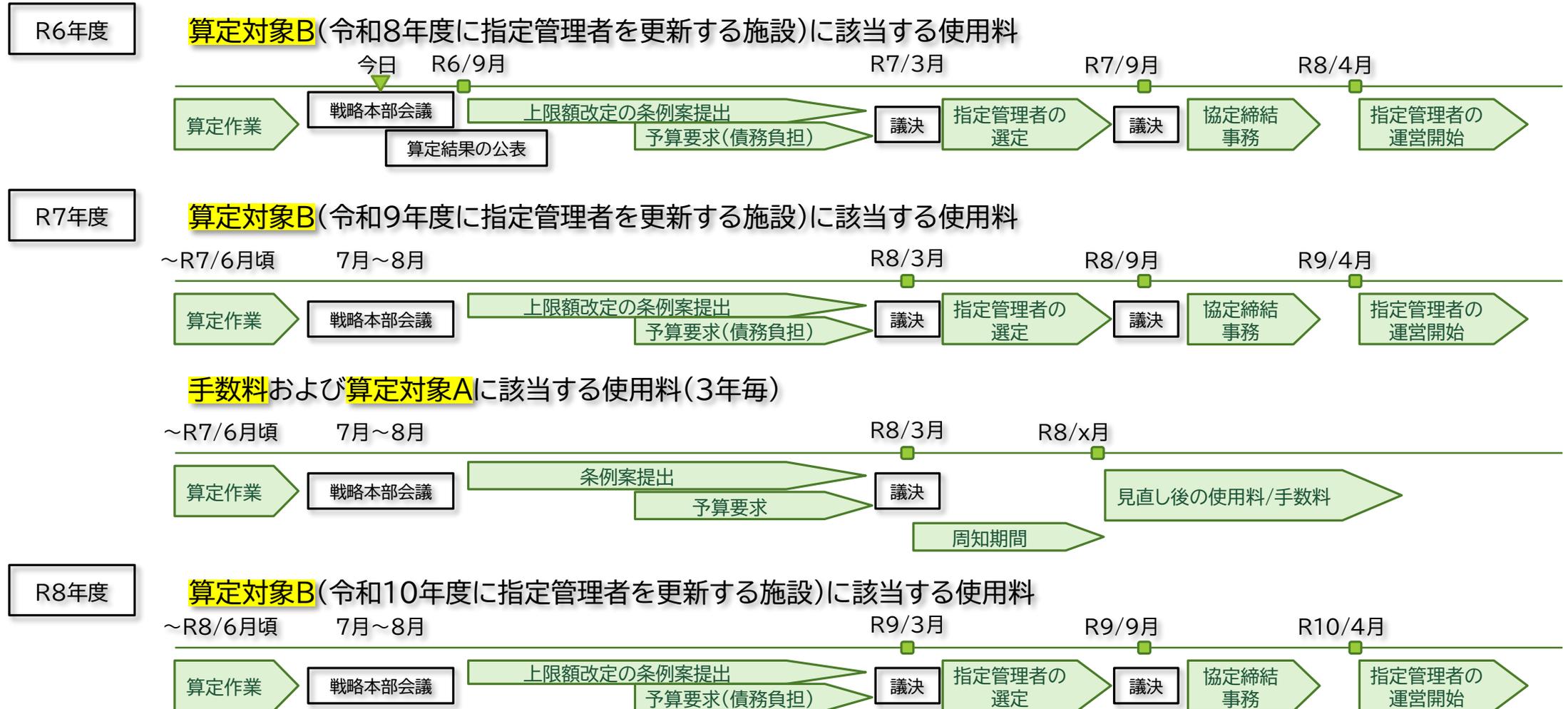
(memo)
国際・文化センターを削除しました



(*2) 算定対象Bにあたる施設の利用料金は、指定管理者が条例の上限の範囲内で市長の承認を得て定めるものとなります。

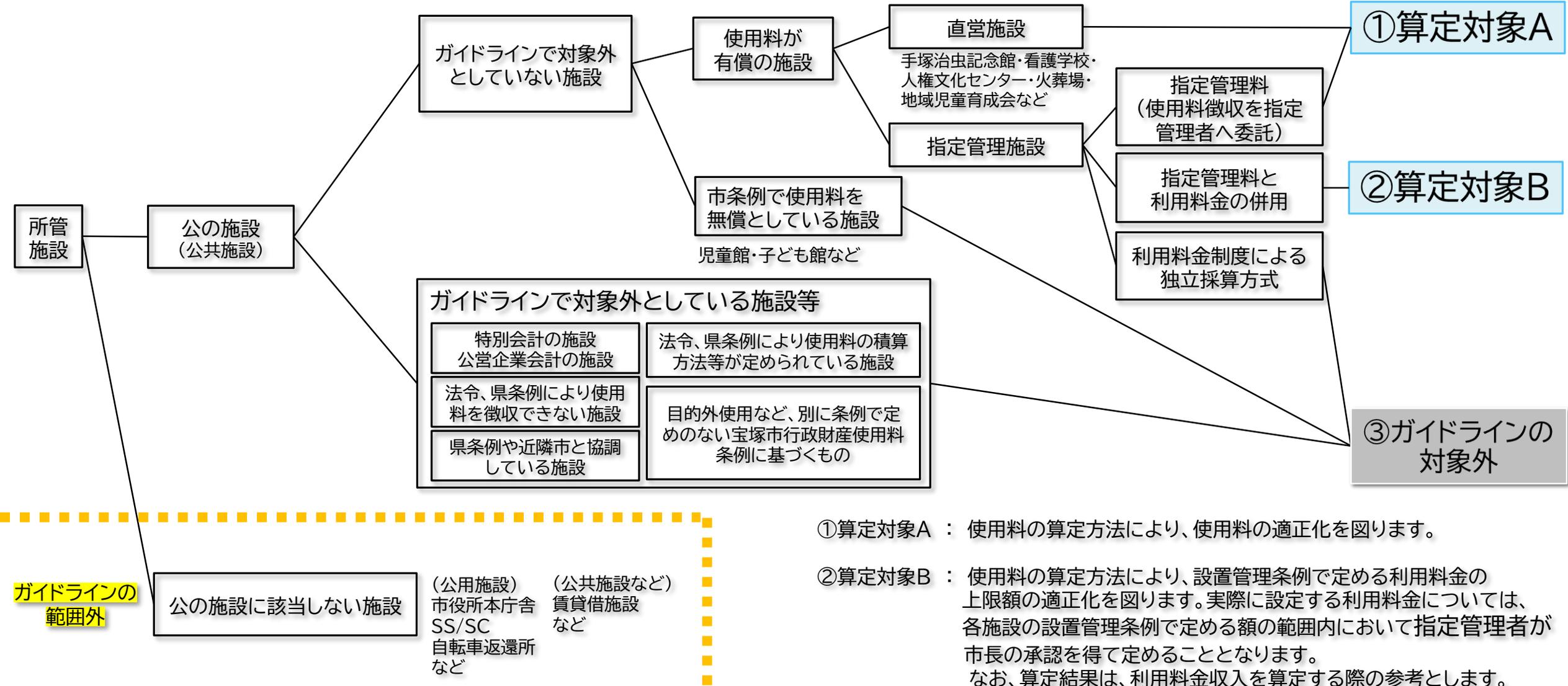
3 今後のスケジュール

算定作業以降は”例”となります



参考

使用料の算定対象



①算定対象A : 使用料の算定方法により、使用料の適正化を図ります。

②算定対象B : 使用料の算定方法により、設置管理条例で定める利用料金の上限額の適正化を図ります。実際に設定する利用料金については、各施設の設置管理条例で定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。
なお、算定結果は、利用料金収入を算定する際の参考とします。

受益者負担適正化ガイドラインに基づく 使用料の算定結果について

令和6年(2024年) 月 日
宝塚市



はじめに

行政サービスは、サービスを受ける人(受益者)が負担する使用料や手数料(受益者負担額)のほか、市民からの税金(市税)により提供しています。

サービスを提供するために必要な費用(原価)に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、受益者がどのくらいの割合を負担するのかを見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながります。

また、宝塚市行財政経営方針(R3年7月策定)に掲げるように、時代の変化に適応し続けるため、経営資源を効果的、効率的に配分していく必要があります。そのためには、行政サービスの提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。

これらの考え方を背景に、受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か、その水準を示すものとして受益者負担適正化ガイドラインを制定(R3年11月制定、以降改定あり)しました。

本資料は、当該ガイドラインに基づき、使用料・手数料について算定した結果を報告するものです。

宝塚市受益者負担適正化ガイドラインについては、[こちら\(宝塚市ホームページ\)](#)をご確認ください。

使用料について

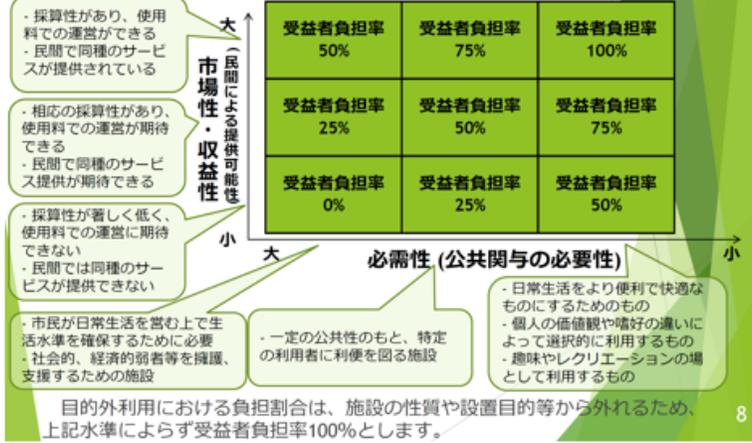
(使用料) 各施設における受益者負担率の設定について

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、以下のように受益者負担率を設定しています。

大	<受益者負担率 50%>	<受益者負担率 75%> 宝塚市立自転車等駐車場	<受益者負担率 100%> 宝塚駅前駐車場 武田尾駅前駐車場 宝塚文化芸術センター庭園(駐車場) 文化施設ベガ・ホール(駐車場) 宝塚文化創造館(駐車場) 宝塚園芸振興センター(駐車場) 末広駐車場 東公民館(駐車場) 西公民館(駐車場) スポーツセンター(駐車場) 宝塚自然の家(野外炊事施設) スポーツセンター(*1) スポーツセンター(売布北グラウンドテニスコート) スポーツセンター(花屋敷グラウンドテニスコート)
	<受益者負担率 25%> 市庁舎(駐車場) 安倉南身体障害(が)者支援センター 安倉西身体障害(が)者支援センター 地域児童育成会 市宮火葬場	<受益者負担率 50%> 中山台コミュニティセンター 共同利用施設 地域利用施設 末成集会所 看護専門学校(入学料) 看護専門学校(授業料) 宝塚市立農業振興施設	<受益者負担率 75%> 宝塚園芸振興センター
	<受益者負担率 0%>	<受益者負担率 25%> くらんど人権文化センター ひらい人権文化センター まいだに人権文化センター 男女共同参画センター 総合福祉センター 宝塚市立老人福祉センター 国際文化センター 中央公民館 東公民館 西公民館	<受益者負担率 50%> ピピアめふ公益施設 さららに川公益施設 宝塚市立手塚治虫記念館 宝塚市立長谷牡丹園 文化施設ソリオホール 文化施設ベガ・ホール 宝塚文化創造館 宝塚文化創造館(すみれミュージアム) 宝塚市立文化芸術センター スポーツセンター(*2) 末広体育館 スポーツセンター(売布北グラウンド野球場) スポーツセンター(花屋敷グラウンド多目的グラウンド) 高司グラウンド
	大	必需性	小

3(3) 受益者負担率の水準

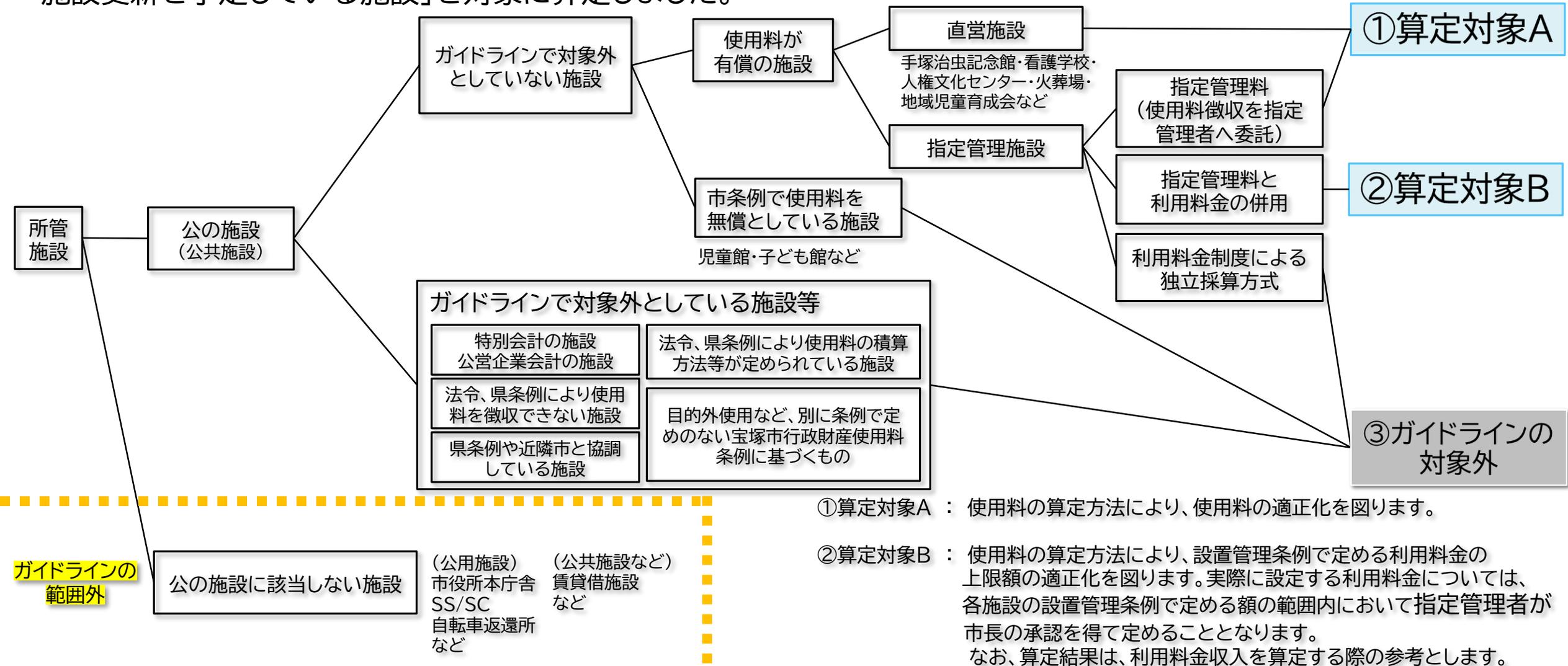
必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



(*1) テニスコート、屋内プール、屋外プール、トレーニング室、ふれあいコーナー
(*2) (*1)以外の施設

使用料の算定対象

市が保有する公の施設について、以下のように分類し、「②算定対象B(R8年度に指定管理者を更新する施設)」および「施設更新を予定している施設」を対象に算定しました。



使用料を算定した結果、見直しを検討するもの

各使用料の算定については
「別紙 使用料算定内訳」をご確認ください

算定対象Bの一部(R8年度に指定管理者を更新する施設 38施設)および施設更新を予定している施設(市営火葬場)について算定した結果、見直しを検討する施設は以下のとおりです。

(1) 共同利用施設(24施設)、地域利用施設(7施設)、中山台コミュニティセンター、未成集会所 (*)

算定結果を指定管理者選定時における想定する使用料として活用します。
また、指定管理者へ想定する料金を伝えた上で、各施設の新たな利用料を検討します。

(memo)
国際・文化センターを追加しました

(2) 宝塚市立老人福祉センター、総合福祉センター、国際・文化センター (*)

算定結果を指定管理者選定時における想定する使用料として活用します。
また、指定管理者へ想定する料金を伝えた上で、各施設の新たな利用料を検討し、指定管理者が設定する使用料が条例上の上限を超える場合、条例の見直しを検討します。

(3) 市営火葬場

火葬場使用料

※ 令和6年度より火葬炉の更新を順次行っており、火葬場使用料の見直しや、火葬炉更新完了後の指定管理制度への移行など運営方法の見直しを検討し、行政サービスの持続可能性を高めます。

(4) 宝塚園芸振興センター(駐車場) (*)

長尾サービスセンターを含む複合施設であることを考慮しつつ、近隣駐車場との均衡を図りながら料金見直しを検討します。

(*) 算定対象Bにあたる施設の利用料金は、指定管理者が条例の上限の範囲内で市長の承認を得て定めるものとなります。

使用料を算定した結果、見直さないもの

各使用料の算定については
「別紙 使用料算定内訳」をご確認ください

算定対象Bの一部(R8年度に指定管理者を更新する施設 38施設)および施設更新を予定している施設(市営火葬場)について算定した結果、見直さない施設は以下のとおりです。

(1) 宝塚市立農業振興施設・宝塚園芸振興センター(駐車場を除く)(*)

(見直さない理由)

理論上の使用料との乖離率が±10%以内であるため。

(memo)
国際・文化センターを削除しました



(*) 算定対象Bにあたる施設の利用料金は、指定管理者が条例の上限の範囲内で市長の承認を得て定めるものとなります。

今後の算定スケジュール

手数料および算定対象Aの使用料については3年毎に算定する予定です。

算定対象Bの使用料については、指定管理者の更新に伴い、指定管理期間中の指定管理料の限度額に係る予算を計上する前年度に算定する予定です。

引き続き、社会経済情勢等の変化を注視しつつ、受益者負担の適正化に努めます。

<算定スケジュール>

R7年度	手数料および算定対象Aに該当する使用料 算定対象B(R9年度に指定管理者を更新する施設)に該当する使用料
R8年度	算定対象B(R10年度に指定管理者を更新する施設)に該当する使用料
R9年度	算定対象B(R11年度に指定管理者を更新する施設)に該当する使用料
R10年度	手数料および算定対象Aに該当する使用料 算定対象B(R12年度に指定管理者を更新する施設)に該当する使用料
R11年度	算定対象B(R13年度に指定管理者を更新する施設)に該当する使用料

No	施設名	貸室等の名称	貸室等の原価(円)	理論上の使用料(円)	現状の使用料(円)	現在の受益者負担率(%)	理論上の使用料との差額(円)	理論上の使用料との乖離率(%)	条例上の上限額(円)
1	共同利用施設旭町会館	学習室	9,665.8	4,832.9	5,700	59.0	-867.1	-15.2	25,500
2	共同利用施設旭町会館	2F和室(大)	9,279.1	4,639.6	5,700	61.4	-1,060.4	-18.6	24,480
3	共同利用施設旭町会館	2F和室(小)	8,119.3	4,059.6	5,700	70.2	-1,640.4	-28.8	21,420
4	共同利用施設安倉会館	洋室(小)	5,185.5	2,592.8	6,000	115.7	-3,407.2	-56.8	17,850
5	共同利用施設安倉会館	和室	5,185.5	2,592.8	6,000	115.7	-3,407.2	-56.8	17,850
6	共同利用施設安倉会館	洋室(大)	8,000.5	4,000.2	6,000	75.0	-1,999.8	-33.3	27,540
7	共同利用施設安倉会館	調理室	2,963.1	1,481.6	6,000	202.5	-4,518.4	-75.3	10,200
8	共同利用施設安倉会館	洋室1	5,185.5	2,592.8	6,000	115.7	-3,407.2	-56.8	17,850
9	共同利用施設安倉会館	洋室2	5,185.5	2,592.8	6,000	115.7	-3,407.2	-56.8	17,850
10	共同利用施設安倉会館	和室	8,000.5	4,000.2	6,000	75.0	-1,999.8	-33.3	27,540
11	共同利用施設安倉西会館	2階和室	27,570.0	13,785.0	6,000	21.8	7,785.0	129.7	38,250
12	共同利用施設伊子志会館	集会室	15,952.1	7,976.0	9,000	56.4	-1,024.0	-11.4	35,700
13	共同利用施設亀井会館	1階ホール	14,833.6	7,416.8	9,600	64.7	-2,183.2	-22.7	19,380
14	共同利用施設亀井会館	2階和室1	7,416.8	3,708.4	6,000	80.9	-2,291.6	-38.2	9,690
15	共同利用施設亀井会館	2階和室2	14,833.6	7,416.8	10,800	72.8	-3,383.2	-31.3	19,380
16	共同利用施設御所の前会館	(1階)休養室	10,264.2	5,132.1	3,000	29.2	2,132.1	71.1	17,340
17	共同利用施設御所の前会館	(2階)第1学習室	11,773.7	5,886.8	3,000	25.5	2,886.8	96.2	20,400
18	共同利用施設高司会館	第1学習室	4,430.2	2,215.2	8,000	180.6	-5,784.8	-72.3	24,480
19	共同利用施設高司会館	娯楽室	1,753.7	876.9	1,000	57.0	-123.1	-12.3	9,690
20	共同利用施設高司会館	集会室	4,430.4	2,215.2	8,000	180.6	-5,784.8	-72.3	24,480
21	共同利用施設高司会館	和室(休養室)	3,138.2	1,569.1	8,000	254.9	-6,430.9	-80.4	17,340
22	共同利用施設山本会館	集会室1-A	16,095.5	8,047.8	12,000	74.6	-3,952.2	-32.9	26,520
23	共同利用施設山本会館	集会室1-B	16,405.0	8,202.5	12,000	73.1	-3,797.5	-31.6	27,030
24	共同利用施設山本会館	集会室2	12,690.7	6,345.3	12,000	94.6	-5,654.7	-47.1	20,910
25	共同利用施設山本会館	学習保育室	6,809.6	3,404.8	6,000	88.1	-2,595.2	-43.3	11,220
26	共同利用施設山本会館	調理室	10,524.0	5,262.0	6,000	57.0	-738.0	-12.3	17,340
27	共同利用施設山本会館	洋室(大)	5,228.7	2,614.4	4,550	87.0	-1,935.6	-42.5	23,970
28	共同利用施設山本会館	洋室(中)	2,447.5	1,223.7	4,550	185.9	-3,326.3	-73.1	11,220
29	共同利用施設山本会館	和室(南側)	3,782.5	1,891.2	4,550	120.3	-2,658.8	-58.4	17,340
30	共同利用施設山本会館	和室(北側)	3,782.5	1,891.2	4,550	120.3	-2,658.8	-58.4	17,340
31	共同利用施設山本野里会館	学習室A	2,402.2	1,201.1	6,000	249.8	-4,798.9	-80.0	10,200
32	共同利用施設山本野里会館	学習室B	2,402.2	1,201.1	6,000	249.8	-4,798.9	-80.0	10,200
33	共同利用施設山本野里会館	休養室和室	2,882.6	1,441.3	6,000	208.1	-4,558.7	-76.0	12,240
34	共同利用施設鹿塩会館	会議室Ⅰ	7,377.8	3,688.9	3,900	52.9	-211.1	-5.4	24,480
35	共同利用施設鹿塩会館	多目的室	1,998.2	999.1	2,400	120.1	-1,400.9	-58.4	6,630
36	共同利用施設鹿塩会館	会議室Ⅱ	7,377.8	3,688.9	3,900	52.9	-211.1	-5.4	24,480
37	共同利用施設鹿塩会館	和室	5,072.3	2,536.1	3,900	76.9	-1,363.9	-35.0	16,830
38	共同利用施設鹿塩会館	談話室	1,537.1	768.5	2,100	136.6	-1,331.5	-63.4	5,100
39	共同利用施設小浜会館	学習室1階	5,277.2	2,638.6	4,600	87.2	-1,961.4	-42.6	26,010
40	共同利用施設小浜会館	和室1階	3,799.6	1,899.8	3,900	102.6	-2,000.2	-51.3	18,360
41	共同利用施設小浜会館	学習室2階	5,277.2	2,638.6	4,600	87.2	-1,961.4	-42.6	25,500
42	共同利用施設小浜会館	和室2階	4,010.6	2,005.3	5,600	139.6	-3,594.7	-64.2	19,380
43	共同利用施設小林会館	第1学習室(集会室)	13,559.6	6,779.8	19,200	141.6	-12,420.2	-64.7	58,140
44	共同利用施設小林会館	1階和室	2,497.8	1,248.9	9,600	384.3	-8,351.1	-87.0	10,710
45	共同利用施設小林会館	第2学習室(学習室)	7,017.7	3,508.8	9,600	136.8	-6,091.2	-63.4	30,090
46	共同利用施設小林会館	休養室(和室1)	6,898.7	3,449.4	9,600	139.2	-6,150.6	-64.1	29,580
47	共同利用施設小林会館	保育室(和室2)	5,233.5	2,616.8	9,600	183.4	-6,983.2	-72.7	22,440
48	共同利用施設松方丘会館	和室(非自治会員)	3,302.0	1,651.0	9,000	272.6	-7,349.0	-81.7	11,220
49	共同利用施設松方丘会館	洋室大(非自治会員)	5,703.5	2,851.7	18,000	315.6	-15,148.3	-84.2	19,380
50	共同利用施設松方丘会館	洋室小(非自治会員)	2,701.6	1,350.8	5,400	199.9	-4,049.2	-75.0	9,180
51	共同利用施設仁川会館	(2階)第1集会室	17,767.9	8,883.9	6,500	36.6	2,383.9	36.7	21,930
52	共同利用施設仁川会館	(2階)第2集会室	10,330.2	5,165.1	5,600	54.2	-434.9	-7.8	12,750
53	共同利用施設仁川会館	(3階)第3集会室	11,156.6	5,578.3	5,600	50.2	-21.7	-0.4	13,770
54	共同利用施設仁川会館	(3階)和室	7,024.5	3,512.3	6,500	92.5	-2,987.7	-46.0	8,670
55	共同利用施設川面会館	学習室	21,671.2	10,835.6	5,400	24.9	5,435.6	100.7	30,090
56	共同利用施設川面会館	学習室(小)	4,775.0	2,387.5	1,500	31.4	887.5	59.2	6,630
57	共同利用施設川面会館	和室(大)	21,671.2	10,835.6	6,000	27.7	4,835.6	80.6	30,090
58	共同利用施設川面会館	和室(小)	16,528.9	8,264.5	4,500	27.2	3,764.5	83.7	22,950
59	共同利用施設泉町会館	学習室・和室・会議室	19,752.3	9,876.2	21,000	106.3	-11,123.8	-53.0	39,270
60	共同利用施設中筋会館	大広間	32,802.1	16,401.0	14,000	42.7	2,401.0	17.2	65,280
61	共同利用施設中筋会館	和室	12,300.8	6,150.4	14,000	113.8	-7,849.6	-56.1	24,480
62	共同利用施設中筋会館	会議室	11,275.7	5,637.9	9,800	86.9	-4,162.1	-42.5	22,440
63	共同利用施設中山寺会館	1F学習室	5,435.7	2,717.9	8,000	147.2	-5,282.1	-66.0	31,110
64	共同利用施設中山寺会館	2F学習室	3,564.4	1,782.2	8,000	224.4	-6,217.8	-77.7	20,400
65	共同利用施設中山寺会館	和室	5,435.7	2,717.9	8,000	147.2	-5,282.1	-66.0	31,110
66	共同利用施設長尾南会館	洋間(大)(第1学習室)	7,456.2	3,728.1	12,000	160.9	-8,271.9	-68.9	39,270
67	共同利用施設長尾南会館	洋間(小)(機械室)	2,033.5	1,016.8	7,200	354.1	-6,183.2	-85.9	10,710
68	共同利用施設長尾南会館	和室(保育室)	5,229.0	2,614.5	12,000	229.5	-9,385.5	-78.2	27,540
69	共同利用施設長尾南会館	洋間(集会室)	7,456.2	3,728.1	12,000	160.9	-8,271.9	-68.9	39,270
70	共同利用施設長尾南会館	和室(休養室)	5,229.0	2,614.5	12,000	229.5	-9,385.5	-78.2	27,540
71	共同利用施設売布会館	第1学習室	6,812.1	3,406.0	3,900	57.3	-494.0	-12.7	20,910
72	共同利用施設売布会館	第2学習室	8,972.0	4,486.0	4,500	50.2	-14.0	-0.3	27,540
73	共同利用施設売布会館	第3学習室	3,489.1	1,744.5	2,700	77.4	-955.5	-35.4	10,710
74	共同利用施設売布会館	会議室	3,987.5	1,993.8	2,700	67.7	-706.2	-26.2	12,240
75	共同利用施設売布会館	和室	4,486.0	2,243.0	3,300	73.6	-1,057.0	-32.0	13,770
76	共同利用施設美幸会館	ホールF	5,792.6	2,896.3	15,000	259.0	-12,103.7	-80.7	48,450
77	共同利用施設美幸会館	調理室	1,951.2	975.6	12,000	615.0	-11,024.4	-91.9	16,320
78	共同利用施設美幸会館	ホールF	5,792.6	2,896.3	15,000	259.0	-12,103.7	-80.7	48,450
79	共同利用施設美幸会館	和室	3,414.6	1,707.3	12,000	351.4	-10,292.7	-85.8	28,560
80	共同利用施設福井会館	1階和室	3,311.8	1,655.9	5,000	151.0	-3,344.1	-66.9	11,220
81	共同利用施設福井会館	2階ホール	8,279.5	4,139.8	8,000	96.6	-3,860.2	-48.3	28,050
82	共同利用施設米谷会館	集会室(保育室1)	18,074.2	9,037.1	4,100	22.7	4,937.1	120.4	30,600
83	共同利用施設米谷会館	会議室(保育室2)	18,074.2	9,037.1	3,200	17.7	5,837.1	182.4	30,600
84	共同利用施設米谷会館	料理室(集会室)	9,037.1	4,518.6	2,600	28.8	1,918.6	73.8	15,300
85	共同利用施設米谷会館	学習室(第1学習室)	9,639.6	4,819.8	2,600	27.0	2,219.8	85.4	16,320
86	共同利用施設米谷会館	特別室(第2学習室)	9,639.6	4,819.8	16,000	166.0	-11,180.2	-69.9	16,320
87	共同利用施設米谷会館	和室(休養室)	21,086.6	10,543.3	3,200	15.2	7,343.3	229.5	35,700
88	共同利用施設米谷会館	新学習室(第3学習室)	4,217.3	2,108.7	1,300	30.8	808.7	62.2	7,140

No	施設名	貸室等の名称	貸室等の原価(円)	理論上の使用料(円)	現状の使用料(円)	現在の受益者負担率(%)	理論上の使用料との差額(円)	理論上の使用料との乖離率(%)	条例上の上限額(円)
89	地域利用施設雲雀丘倶楽部	会議室1(一般団体)	12,807.8	6,403.9	9,900	77.3	-3,496.1	-35.3	20,400
90	地域利用施設雲雀丘倶楽部	会議室2(一般団体)	4,802.9	2,401.5	5,400	112.4	-2,998.5	-55.5	7,650
91	地域利用施設雲雀丘倶楽部	会議室3(一般団体)	3,201.9	1,601.0	5,100	159.3	-3,499.0	-68.6	5,100
92	地域利用施設雲雀丘倶楽部	和室(一般団体)	8,004.8	4,002.4	6,900	86.2	-2,897.6	-42.0	12,750
93	地域利用施設雲雀丘倶楽部	調理室(調理有、一般団体)	7,044.3	3,522.1	9,900	140.5	-6,377.9	-64.4	11,220
94	地域利用施設雲雀丘倶楽部	ホール(一般団体)	33,940.6	16,970.3	16,500	48.6	470.3	2.9	54,060
95	地域利用施設御殿山会館	多目的ホール	26,164.1	13,082.0	10,800	41.3	2,282.0	21.1	35,190
96	地域利用施設御殿山会館	調理室	15,926.0	7,963.0	9,000	56.5	-1,037.0	-11.5	21,420
97	地域利用施設御殿山会館	会議室(1)	20,097.1	10,048.5	7,500	37.3	2,548.5	34.0	27,030
98	地域利用施設御殿山会館	会議室(2)	15,926.0	7,963.0	5,700	35.8	2,263.0	39.7	21,420
99	地域利用施設御殿山会館	和室A	7,204.6	3,602.3	4,200	58.3	-597.7	-14.2	9,690
100	地域利用施設御殿山会館	和室B	6,067.0	3,033.5	4,200	69.2	-1,166.5	-27.8	8,160
101	地域利用施設光明会館	第1会議室(他の団体)	8,126.7	4,063.4	12,000	147.7	-7,936.6	-66.1	29,580
102	地域利用施設光明会館	第2会議室(他の団体)	5,744.8	2,872.4	12,000	208.9	-9,127.6	-76.1	20,910
103	地域利用施設光明会館	調理室(他の団体)	2,522.1	1,261.0	6,000	237.9	-4,739.0	-79.0	9,180
104	地域利用施設光明会館	和室(第1+第2)	4,904.1	2,452.0	12,000	244.7	-9,548.0	-79.6	17,850
105	地域利用施設光明会館	会議室(他の団体)	8,407.0	4,203.5	12,000	142.7	-7,796.5	-65.0	30,600
106	地域利用施設高松会館	集会室1	11,154.1	5,577.0	7,500	67.2	-1,923.0	-25.6	15,300
107	地域利用施設高松会館	集会室2	13,013.1	6,506.6	7,500	57.6	-993.4	-13.2	18,360
108	地域利用施設高松会館	集会室3	12,641.3	6,320.7	7,500	59.3	-1,179.3	-15.7	17,340
109	地域利用施設高松会館	和室	5,948.9	2,974.4	7,500	126.1	-4,525.6	-60.3	8,160
110	地域利用施設高松会館	会議室	9,295.1	4,647.5	7,500	80.7	-2,852.5	-38.0	12,750
111	地域利用施設西谷会館	屋内活動室	63,982.4	31,991.2	22,600	35.3	9,391.2	41.6	111,180
112	地域利用施設西谷会館	会議室	11,446.4	5,723.2	4,200	36.7	1,523.2	36.3	19,890
113	地域利用施設西谷会館	和室1	3,815.5	1,907.7	3,600	94.4	-1,692.3	-47.0	6,630
114	地域利用施設西谷会館	和室2	1,271.8	635.9	1,200	94.4	-564.1	-47.0	6,630
115	地域利用施設西谷会館	和室3	2,935.0	1,467.5	3,000	102.2	-1,532.5	-51.1	5,100
116	地域利用施設西谷会館	和室4	3,815.5	1,907.7	3,600	94.4	-1,692.3	-47.0	6,630
117	地域利用施設西谷会館	和室5	3,815.5	1,907.7	3,600	94.4	-1,692.3	-47.0	6,630
118	地域利用施設西谷会館	和室6	3,815.5	1,907.7	3,600	94.4	-1,692.3	-47.0	6,630
119	地域利用施設西谷会館	調理実習室	17,022.8	8,511.4	8,300	48.8	211.4	2.5	29,580
120	地域利用施設西谷会館	広場	352,196.9	176,098.4	19,800	5.6	156,298.4	789.4	612,000
121	地域利用施設南口会館	集会室(平日)	56,335.6	28,167.8	40,000	71.0	-11,832.2	-29.6	55,590
122	地域利用施設南口会館	第1会議室(平日)	18,606.3	9,303.1	14,200	76.3	-4,896.9	-34.5	18,360
123	地域利用施設南口会館	第2会議室(平日)	13,437.9	6,718.9	10,000	74.4	-3,281.1	-32.8	13,260
124	地域利用施設南口会館	第3会議室(平日)	10,853.7	5,426.8	8,800	81.1	-3,373.2	-38.3	10,710
125	地域利用施設美座会館	和室(大)桜	37,936.9	18,968.4	12,600	33.2	6,368.4	50.5	24,990
126	地域利用施設美座会館	和室(小)すみれ	20,129.8	10,064.9	12,600	62.6	-2,535.1	-20.1	13,260
127	地域利用施設美座会館	洋室第一(大)	51,098.6	25,549.3	12,600	24.7	12,949.3	102.8	33,660
128	地域利用施設美座会館	洋室第二(小)	34,840.0	17,420.0	12,600	36.2	4,820.0	38.3	22,950
129	地域利用施設美座会館	調理室	19,355.5	9,677.8	6,600	34.1	3,077.8	46.6	12,750
130	中山台コミュニティセンター	会議室1-1	18,260.1	9,130.0	4,950	27.1	4,180.0	84.4	18,360
131	中山台コミュニティセンター	会議室2-1	26,375.7	13,187.8	7,095	26.9	6,092.8	85.9	26,520
132	中山台コミュニティセンター	調理室	24,854.0	12,427.0	6,600	26.6	5,827.0	88.3	24,990
133	中山台コミュニティセンター	和室A	12,173.4	6,086.7	4,950	40.7	1,136.7	23.0	12,240
134	中山台コミュニティセンター	和室B	12,173.4	6,086.7	4,950	40.7	1,136.7	23.0	12,240
135	中山台コミュニティセンター	児童室	23,839.5	11,919.8	5,940	24.9	5,979.8	100.7	23,970
136	中山台コミュニティセンター	会議室3-1	18,260.1	9,130.0	4,950	27.1	4,180.0	84.4	18,360
137	中山台コミュニティセンター	会議室3-2	18,260.1	9,130.0	4,950	27.1	4,180.0	84.4	18,360
138	中山台コミュニティセンター	多目的ホール	109,560.5	54,780.2	29,205	26.7	25,575.2	87.6	110,160
139	未成集会所	集会室	28,246.2	14,123.1	6,000	21.2	8,123.1	135.4	19,339
140	未成集会所	和室	11,149.8	5,574.9	4,500	40.4	1,074.9	23.9	7,584
141	市営火葬場	火葬場使用料(12歳以上)	45,871.0	11,467.7	10,000	21.8	1,467.7	14.7	-
142	宝塚市立老人福祉センター	美術・工芸室	76,658.4	19,164.6	6,900	9.0	12,264.6	177.7	11,040
143	宝塚市立老人福祉センター	音楽・ダンス室	64,989.6	16,247.4	6,800	10.5	9,447.4	138.9	10,880
144	宝塚市立老人福祉センター	大会議室1	46,976.6	11,744.1	5,200	11.1	6,544.1	125.8	8,320
145	宝塚市立老人福祉センター	大会議室2	35,150.5	8,787.6	3,600	10.2	5,187.6	144.1	8,320
146	宝塚市立老人福祉センター	大会議室3	37,976.7	9,494.2	3,600	9.5	5,894.2	163.7	8,320
147	宝塚市立老人福祉センター	小会議室	28,994.0	7,248.5	3,000	10.3	4,248.5	141.6	8,320
148	宝塚市立老人福祉センター	茶室1	10,305.5	2,576.4	3,000	29.1	-423.6	-14.1	10,560
149	宝塚市立老人福祉センター	茶室2	10,305.5	2,576.4	3,000	29.1	-423.6	-14.1	10,560
150	宝塚市立老人福祉センター	茶室3	10,305.5	2,576.4	3,000	29.1	-423.6	-14.1	10,560
151	宝塚市立老人福祉センター	和室1	19,946.1	4,986.5	2,200	11.0	2,786.5	126.7	5,440
152	宝塚市立老人福祉センター	和室2	23,817.1	5,954.3	3,400	14.3	2,554.3	75.1	5,440
153	総合福祉センター	大ホール	82,300.2	20,575.0	24,500	29.8	-3,925.0	-16.0	59,600
154	総合福祉センター	201号室	15,941.6	3,985.4	4,300	27.0	-314.6	-7.3	10,400
155	総合福祉センター	202号室	15,941.6	3,985.4	4,300	27.0	-314.6	-7.3	10,400
156	総合福祉センター	301号室	14,256.7	3,564.2	4,300	30.2	-735.8	-17.1	10,400
157	総合福祉センター	302号室	13,284.7	3,321.2	4,300	32.4	-978.8	-22.8	10,400
158	総合福祉センター	特別会議室	30,752.1	7,688.0	8,600	28.0	-912.0	-10.6	20,800
159	総合福祉センター	教養娯楽室	51,324.2	12,831.1	6,500	12.7	6,331.1	97.4	15,800
160	総合福祉センター	学習室1	24,036.1	6,009.0	6,600	27.5	-591.0	-9.0	16,000
161	総合福祉センター	学習室2	25,273.3	6,318.3	6,600	26.1	-281.7	-4.3	16,000
162	総合福祉センター	栄養指導室	132,198.7	33,049.7	6,600	5.0	26,449.7	400.8	16,000
163	総合福祉センター	機能訓練室	50,157.8	12,539.4	12,100	24.1	439.4	3.6	29,600
164	宝塚市立農業振興施設	農産物加工施設	10,974.9	5,487.5	5,000	45.6	487.5	9.7	5,000
165	宝塚園芸振興センター	多目的教室	14,601.5	10,951.1	10,500	71.9	451.1	4.3	11,900
166	宝塚園芸振興センター(駐車場)	駐車場	0.0	0.0	400	8,254,445.2	-400.0	-100.0	800
167	国際・文化センター	会議室1	36,512.5	9,128.1	5,200	14.2	3,928.1	75.5	12,800
168	国際・文化センター	会議室2	56,260.4	14,065.1	6,400	11.4	7,665.1	119.8	12,800
169	国際・文化センター	小ホール	79,259.9	19,815.0	6,000	7.6	13,815.0	230.2	12,000
170	国際・文化センター	ギャラリー-1	34,451.1	8,612.8	3,000	8.7	5,612.8	187.1	10,000
171	国際・文化センター	ギャラリー-2	45,895.0	11,473.8	5,000	10.9	6,473.8	129.5	10,000
172	国際・文化センター	ギャラリー-3	36,606.7	9,151.7	4,000	10.9	5,151.7	128.8	10,000

受益者負担適正化 ガイドライン

宝塚市

目次

- ▶ 1. 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ
- ▶ 2. 受益者負担の種類
- ▶ 3. 使用料について
 - ▶ (1) 使用料の算定方法
 - ▶ (2) 原価算入項目(使用料)
 - ▶ (3) 受益者負担率の水準
 - ▶ (4) 各施設の受益者負担率
 - ▶ (5) 利用者区分による料金設定
 - ▶ (6) 対象外とする施設等
 - ▶ (7) 指定管理施設の利用料金または使用料
 - ▶ (8) 施設のあり方検討
- ▶ 4. 手数料について
 - ▶ (1) 手数料の算定方法
 - ▶ (2) 原価算入項目(手数料)
- ▶ 5. 使用料・手数料の見直しについて
 - ▶ (1) 使用料・手数料を見直す目安
 - ▶ (2) 激変緩和措置
 - ▶ (3) 見直し期間等の設定
- ▶ 6. 減免(減額・免除)の取扱いについて
- ▶ 7. 使用料・手数料以外の受益者負担について

1 受益者負担の基本的な考え方と ガイドラインの位置づけ

行政サービスは、サービスを受ける人（受益者）が負担する使用料や手数料（受益者負担額）のほか、市民からの税金（市税）により提供しています。

サービスを提供するために必要な費用（原価）に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、受益者が**どのくらいの割合を負担するのか**を見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながります。

また、宝塚市行財政経営方針に掲げるように、時代の変化に適応し続けるため、経営資源を効果的、効率的に配分していく必要があります。そのためには、行政サービスの提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。

これらの考え方を背景に、**受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か**、その水準を示すものとしてガイドラインを制定します。

なお、使用料算定の際、施設の稼働状況を把握することで、稼働率の低い施設については、その事業内容や施設そのもののあり方について検討する必要があります。

2 受益者負担の種類

- ① 使用料
地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
(例：会議室使用料、スポーツ施設使用料など)
- ② 手数料
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの（例：証明書発行手数料、廃棄物処理手数料など）
- ③ 負担金
地方公共団体が法令、条例等に基づき徴収するもの
(広域利用施設などの負担金など)
- ④ 分担金
地方自治法第224条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものから徴収するもの
- ⑤ 諸収入
私法上の契約関係に基づき徴収するもの

3 使用料について

3 (1) 使用料の算定方法

① 占有使用の場合（会議室など）

$$\text{原価} = \text{原価算入項目の総和}(*1) \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*3) \times \text{目標稼働率}(*4)}$$

② 個人使用の場合（入館料など）

$$\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)}{\text{目標利用者数}(*4)}$$

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}(*5)$$

原則、使用料に消費税を含むもの(内税)(*6)とします。

また、10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととします。

(*1) 3(2) 原価算入項目(使用料)を参照

(*2) 共有部分を除く、施設の使用可能面積

(*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間

(*4) 目標稼働率・目標利用者数に満たない場合、施設のあり方についても検討が必要(3(8) 施設のあり方検討を参照)

(*5) 3(3) 受益者負担率の水準を参照

(*6) 消費税法 第六条（非課税）に該当するものを除く。

なお、外税方式(消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額とする旨、条例に規定されているもの)の使用料は、税抜の金額で積算した原価に受益者負担率を乗じたものに税を加算し算定する。

3 (2) 原価算入項目 (使用料)

	項目	説明
市の歳出	人件費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など(報酬・給料・職員手当・共済費などを含む)
	報償費	サービス提供に必要な費用
	需用費	消耗品費、修繕料(減価償却費に計上しないもの)、印刷製本費、光熱水費など
	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など
	委託料	外部委託する費用(*1)
	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など
	備品購入費	備品購入費(減価償却費に計上しないもの)
	減価償却費	備品および施設等に係る減価償却費
指定管理者の支出	施設維持管理運営経費	利用料金制度を導入している指定管理施設を維持管理、運営するために必要な経費(自主事業に係る費用を除く)

減価償却費について、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、**減価償却費を原価に含めません**。また、原則、消費税が課税されているものは税込の金額で積算(*2)するものとします。

なお、土地の取得に要した費用(*3)および災害等により一時的・臨時的に要した費用(*4)については**原価に含めません**。

(*1) 利用料金制度を導入している指定管理施設の場合、指定管理料を含めません。

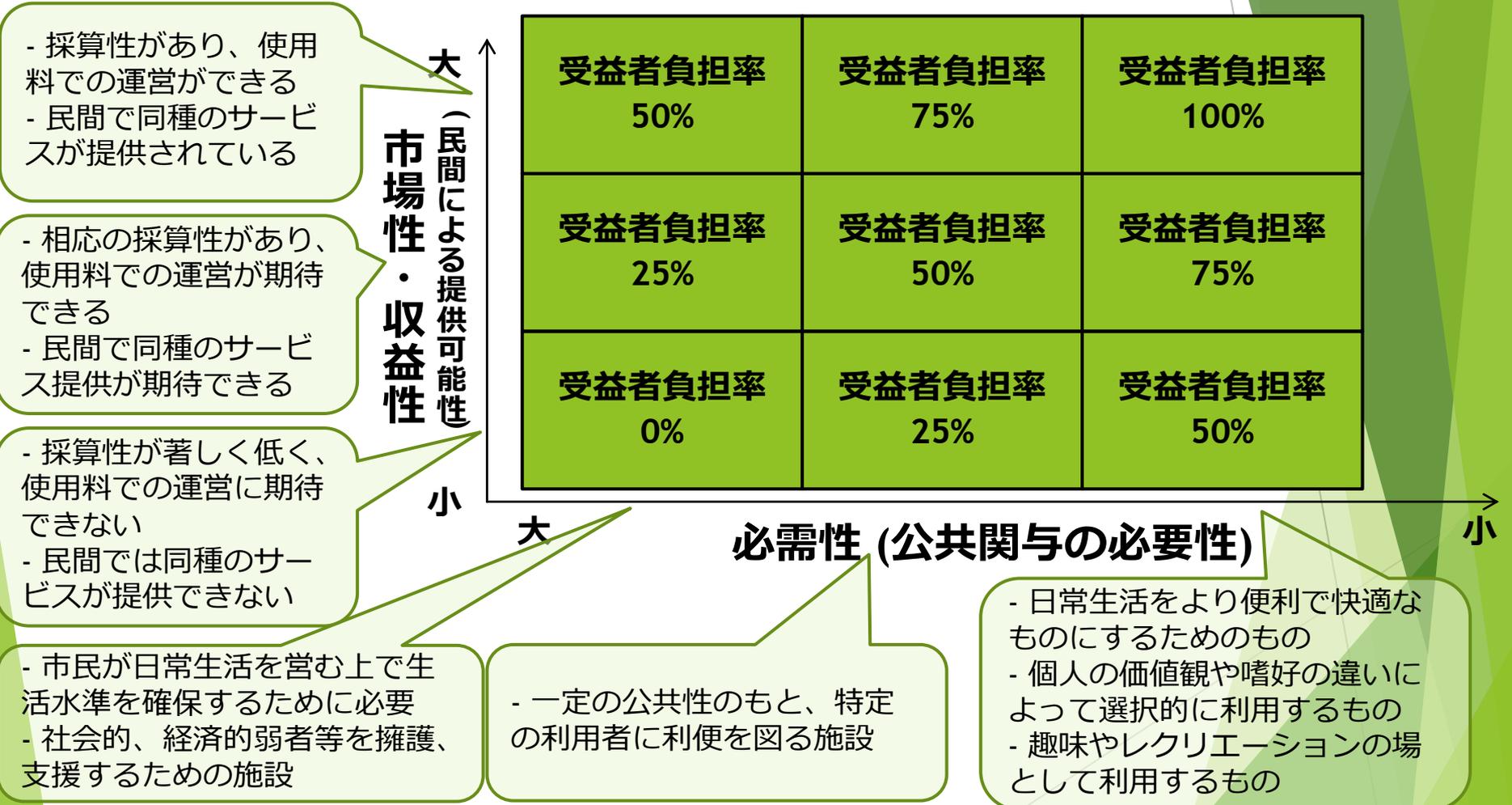
(*2) 外税方式の場合、税抜の金額で積算する。

(*3) 土地は施設廃止後も市の資産として残り、原価を将来にわたって費用配分する減価償却の考え方に適さない。そのため、対象外とする。

(*4) 災害等による一時的・臨時的に要した費用は、通常のサービス提供に直接関係しないため、対象外とする。

3 (3) 受益者負担率の水準

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



目的外利用における負担割合は、施設の性質や設置目的等から外れるため、上記水準によらず受益者負担率100%とします。

3(4) 各施設の受益者負担率

各施設について、以下のような受益者負担率としています。

(民間による提供可能性) 市場性・収益性	大	<受益者負担率 50%> (空欄)	<受益者負担率 75%> 宝塚市立自転車等駐車場	<受益者負担率 100%> 宝塚駅前駐車場 武田尾駅前駐車場 宝塚文化芸術センター庭園(駐車場) 文化施設ベガ・ホール(駐車場) 宝塚文化創造館(駐車場) 宝塚園芸振興センター(駐車場) 未広駐車場 東公民館(駐車場) 西公民館(駐車場) スポーツセンター(駐車場) 宝塚自然の家(野外炊事施設) スポーツセンター(*1) スポーツセンター(売布北グラウンドテニスコート) スポーツセンター(花屋敷グラウンドテニスコート)
	中	<受益者負担率 25%> 市庁舎(駐車場) 安倉南身体障害(がい)者支援センター 安倉西身体障害(がい)者支援センター 地域児童育成会 市営火葬場	<受益者負担率 50%> 中山台コミュニティセンター 共同利用施設 地域利用施設 未成集会所 看護専門学校(入学金) 看護専門学校(授業料) 宝塚市立農業振興施設	<受益者負担率 75%> 宝塚園芸振興センター
	小	<受益者負担率 0%> (空欄)	<受益者負担率 25%> くらんど人権文化センター ひらい人権文化センター まいたに人権文化センター 男女共同参画センター 総合福祉センター 宝塚市立老人福祉センター 国際・文化センター 中央公民館 東公民館 西公民館	<受益者負担率 50%> ビビアめふ公益施設 さらら仁川公益施設 宝塚市立手塚治虫記念館 宝塚市立長谷牡丹園 文化施設ソリオホール 文化施設ベガ・ホール 宝塚文化創造館 宝塚文化創造館(すみれミュージアム) 宝塚市立文化芸術センター スポーツセンター(*2) 未広体育館 スポーツセンター(売布北グラウンド野球場) スポーツセンター(花屋敷グラウンド多目的グラウンド) 高司グラウンド
	大	必需性 (公共関与の必要性)		小

(*1) テニスコート、屋内プール、屋外プール、トレーニング室、ふれあいコーナー
 (*2) (*1)以外の施設

3 (5) 利用者区分による料金設定

受益と負担の公平性を確保することが原則ですが、以下については利用者区分による料金設定を必要に応じて検討します。

- ① 市民・市民以外
- ② 夜間・曜日
- ③ 個人・団体
- ④ 大人・子ども
- ⑤ 登録グループ・一般
- ⑥ 営利・非営利

3(6) 対象外とする施設等

① 独立採算が強く求められる施設やサービス(*)

☆ 地方公営企業法が適用されている事業に係る施設やサービスについては、独立採算により運営されています。

(*) 指定管理施設のうち利用料金制度による独立採算方式の施設、特別会計・公営企業会計の施設やサービス

 個別に料金を設定するため対象外とします

② 宝塚市独自の判断によって使用料の**設定・変更ができない施設等**

・ 法令等により使用料を徴収できない施設（公園・道路・図書館など）

・ 法令等により使用料の積算方法等が定められている施設

（市営住宅など）

③ 県条例や近隣市と協調しているものおよび、目的外使用など、別に条例で定めのない宝塚市行政財産使用料条例に基づくもの

④ 市条例において使用料を無償としている施設

① 利用料金制度を導入している施設

3 (1)使用料の算定方法により、設置管理条例で定める利用料金の上限額の適正化を図ります。実際に設定する利用料金については、各施設の設置管理条例で定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、算定結果は、利用料金収入を算定する際の参考とします。

② 料金収受代行制度を導入している施設

3 (1)使用料の算定方法により、使用料の適正化を図ります。

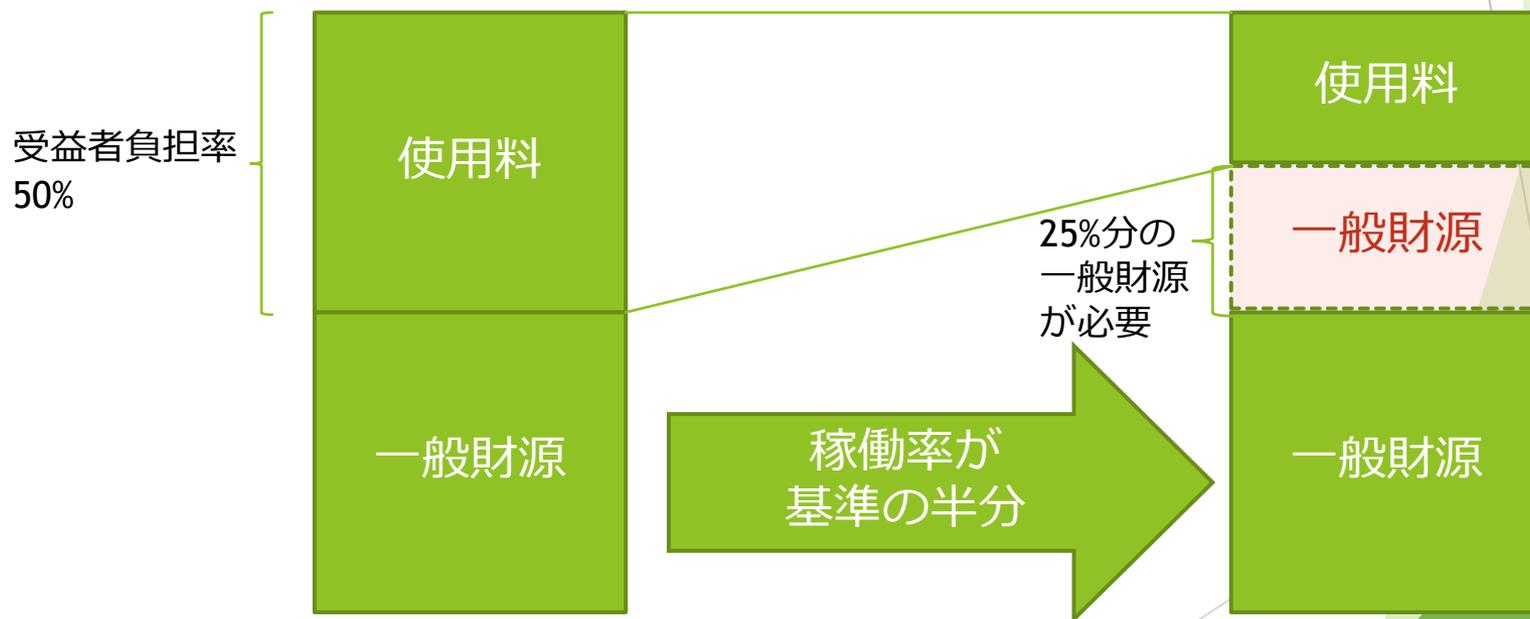
使用料または上限を超える利用料金の見直しに当たっては条例改正が必要となります。

3 (8) 施設のあり方検討

受益者負担率を適正化したとしても、目標稼働率・目標利用者数に満たない場合、一般財源が増加します。

目標稼働率・目標利用者数に満たない施設については、施設を取り巻く状況（ニーズなど）を踏まえつつ、そのあり方についても検討する必要があります。

<(例) 受益者負担率50%の施設の稼働率が目標の半分となった場合のイメージ>



4 手数料について

4(1) 手数料の算定方法

$$\text{原価} = 1\text{分あたりの人件費}(*1) \times 1\text{件当たりの処理時間(分)} + \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)(\text{人件費を除く})}{\text{年間処理件数}(*2)}$$

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

原則、手数料に消費税を含むもの(内税)(*3)とします。

また、10円未満は四捨五入し、1円単位は扱わないこととします。

原則「手数料 = 原価」としますが、**近隣市との均衡を考慮し、**決定します。

なお、法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調しているもの、独立採算が強く求められる特別会計・公営企業会計の手数料については例外とします。

(*1) 4(2) 原価算入項目(使用料)を参照

(*2) 原則、過去3カ年の平均(決算ベース)

(*3) 消費税法 第六条(非課税)に該当するものを除く。

なお、外税方式(消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額とする旨、条例に規定されているもの)の手数料は、税抜の金額で積算した原価に税を加算し算定する。

4(2) 原価算入項目（手数料）

	項目	説明
市の歳出	人件費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など(報酬・給料・職員手当・共済費などを含む)
	報償費	サービス提供に必要な費用
	需用費	消耗品費、修繕料(減価償却費に計上しないもの)、印刷製本費、光熱水費など
	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など
	委託料	外部委託する費用
	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など
	備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等、備品購入費(減価償却費に計上しないもの)
	減価償却費	当該事務に使用する減価償却費

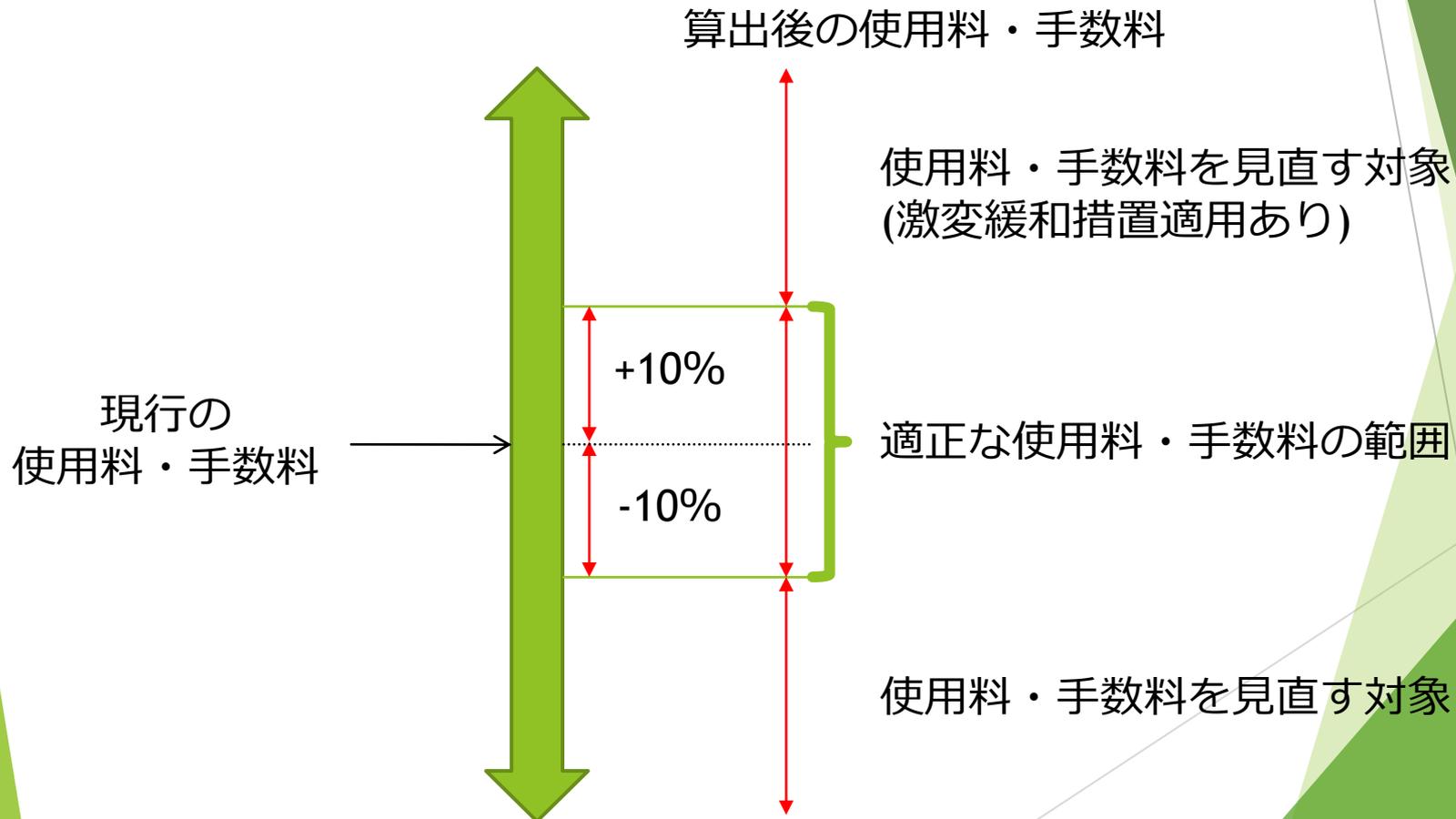
原則、消費税が課税されているものは税込の金額(*1)で積算するものとします。

(*1) 外税方式の場合、税抜の金額で積算する。

5 使用料・手数料の見直しについて

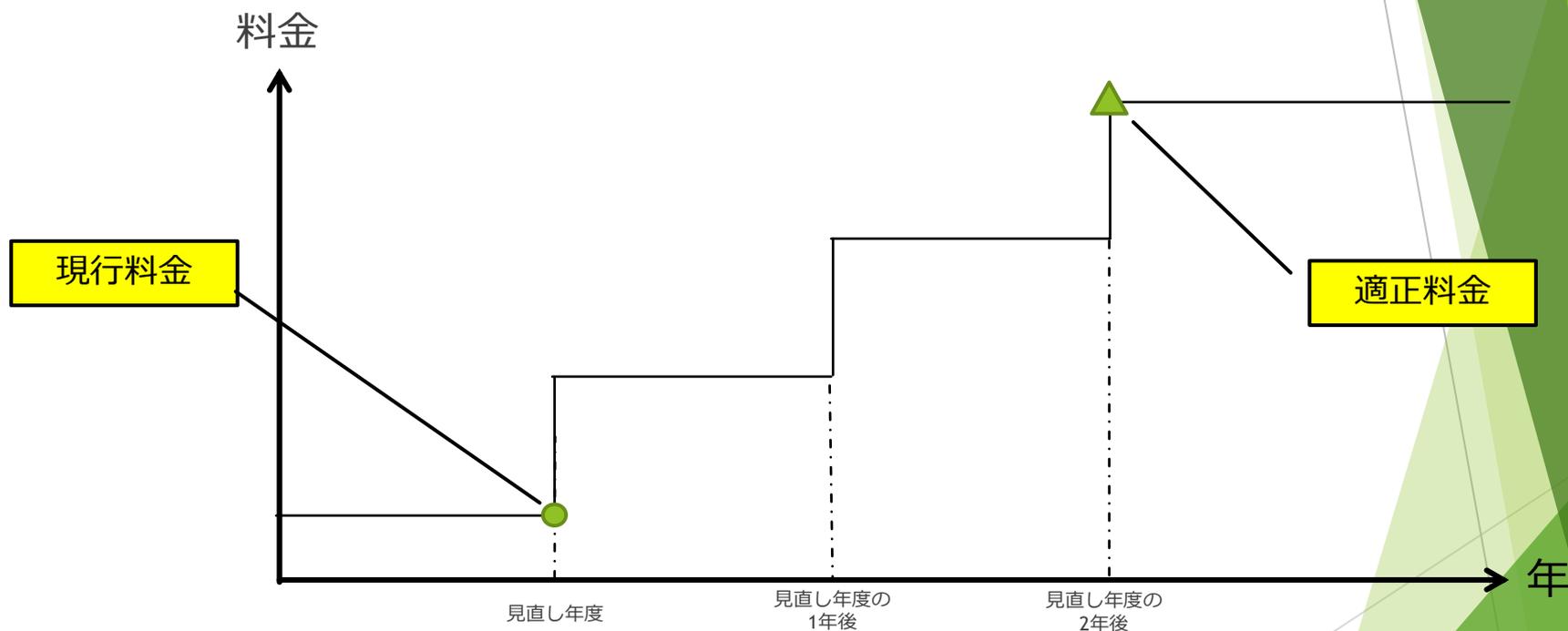
5 (1) 使用料・手数料を見直す目安

利用者負担の安定性を確保するため、使用料・手数料を算出した結果、現行金額との乖離が±10%以下であれば、現行料金を継続することとし、±10%を超えるものについては見直しの対象とします。



5(2) 激変緩和措置

受益者負担額が大幅に変更となる場合、利用者の活動等に影響を及ぼすため、急激な受益者負担額の上昇に配慮した上で料金を見直します。激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の概ね 1.5 倍を上限とし、原則、3 年以内に適正料金に見直します。



(例) 2年後に適正料金へ改定するイメージ



激変緩和措置の内容等については、負担増の状況により検討することします。

5(3) 見直し期間等の設定

3年ごとに見直すこととします。利用料金制度を導入している指定管理施設については、更新時期に合わせて見直すこととします。

ただし、物価変動などの社会経済情勢の変化や利用者数の変動、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、その都度、適切に反映させることとします。

6 減免(減額・免除)の取扱いについて

使用料、手数料の減免制度は社会的弱者への配慮といった政策的判断によるものや、国・地方自治体等において職務上必要とする際に適用しているものです。

しかしながら、減免による減収分は税金(市税)によって賄われます。そのため、その適用は慎重に行う必要があります、減免はあくまで例外的な措置として取扱うものとしします。

7 使用料・手数料以外の受益者負担について

負担金、分担金、諸収入については、使用料及び手数料の算定方法に準じて適切な負担額を算定し、負担を求めます。

更新履歴

更新日	主な更新内容
R3.11.22	初版
R4. 6.17	3(1) 使用料の算定方法のうち、個人使用の場合の原価算定式を改正
R5. 3. 6	3(2), 4(2)から減価償却費の対象基準となる金額を削除 3(5) 対象外とする施設等についての内容を追記 3(2), 3(6), 5(3) 指定管理施設に関する内容を追記
R6. 1. 25	3(1),3(2),4(1),4(2) 消費税の取扱いを追記 3(4) 各施設の受益者負担率を追記

付録

地方自治法(抜粋)

▶ (使用料)

- ▶ 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

▶ (手数料)

- ▶ 第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

▶ (分担金等に関する規制及び罰則)

- ▶ 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

▶ 2・3 略

利用料金制度を導入している施設の 設置管理条例

宝塚市立公民館設置管理条例（抜粋） （利用料金）

第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

別表(第4条、第10条、第20条関係)

1 宝塚市立中央公民館利用料金

施設	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	28,600円
レク・ルーム	1室1日につき	7,400円
音楽室	1室1日につき	3,400円
料理室	1室1日につき	5,400円
学習室	1室1日につき	5,400円
和室	1室1日につき	3,400円
幼児室	1室1日につき	6,000円
造形室	1室1日につき	2,600円

備考 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

料金收受代行制度を導入している施設の 設置管理条例（1）

宝塚市立自転車等駐車場条例（抜粋）

（使用料）

第9条 第7条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第3に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要があると認める業務

料金収受代行制度を導入している施設の 設置管理条例（2）

別表第3(第9条関係)

(単位 円)

自転車等の種類	自転車等の 駐車場所	定期使用の使用料				一時使用 の使用料
		1月		3月		
		一般	学生	一般	学生	
自転車	屋内	2,000	1,600	5,400	4,400	100
	屋外	1,700	1,400	4,600	3,700	100
	屋上階	1,500	1,200	4,100	3,300	100
原動機付自転車	屋内	3,400	2,800	9,200	7,400	200
	屋外	2,900	2,400	7,900	6,400	200
自動二輪車	屋内	5,100	4,100	13,800	11,100	300
	屋外	4,400	3,600	11,900	9,600	300

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 (1) 定期使用 1月(毎月1日から末日までをいう。)又は3月(毎月1日から翌々月の末日までをいう。)の期間(以下「使用許可期間」という。)内において使用回数に制限のない使用をいう。

(2) 一時使用 1日1回の使用をいう。

(3) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。

2 駐車場使用中に使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料は、1日につき、一時使用の使用料の額とする。

3 第6条第4号に掲げるものに係る使用料については、別に市長が定める。